藤枝市小規模修繕参加登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市内事業者に対する本市が発注する小規模な修繕の受注機会の 拡大を図るため、小規模修繕参加登録制度を実施するものとし、その実施に関 し、必要な事項は、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において「小規模修繕」とは、予定価格が50万円以下の修繕 であって、容易に適正な履行ができるものとして市長が認めたものをいう。
- 2 この要綱において「市内事業者」とは、藤枝市内に住所及び主たる事業所を 置く事業者をいう。

(登録申請)

- 第3条 市内事業者は、小規模修繕参加登録を受けようとするときは、参加登録申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付し、市長が指定する日までに提出しなければならない。
  - (1) 商業登記簿謄本(個人事業者にあっては代表者の身分証明書)
  - (2) 市税等の完納証明書
  - (3) 暴力団排除に関する誓約書(第2号様式)
  - (4) 資格証、許可書等の写し(事業において資格、許可等が必要な業種に限る。)
  - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 参加登録申請書に記載すべき大別コード、細別コード及び名称は、別表に定 めるところによる。

(登録)

- 第4条 市長は、前条の申請があった場合は、速やかに審査し、適当と認めたと きは、小規模修繕参加登録名簿(第3号様式)に登録するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により事業者を登録したときは、当該名簿を公表するものとする。

(登録しない者)

- 第5条 次の各号に掲げる事業者は、小規模修繕参加登録名簿に登録しないもの とする。
  - (1) 当該業種おける営業実績を引続き2年以上有しない者
  - (2) 競争入札の参加に必要な資格審査及び物品の製造等入札参加資格審査の

資格を有している者

- (3) 破産者で復権を得ない者
- (4) 市税等の滞納がある者
- (5) その他市長が適当でないと認める者

(登録期間)

第6条 小規模修繕参加登録の有効期間は、第4条の登録があった日から4年間 とする。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(登録の変更等)

第7条 第4条の登録を受けた事業者(以下「登録者」という。)は、登録内容 の変更又は登録の取消しを受けようとするときは、小規模修繕参加登録変更 (廃止)届(第4号様式)を提出しなければならない。

(登録の取消し)

- 第8条 市長は、登録者の登録情報が事実と異なることが判明した場合又は登録者として市長が適当でないと認めた場合は、当該登録を取り消すことができる。 (運用)
- 第9条 小規模修繕の発注を行おうとする課長は、小規模修繕の業者選定に際して、名簿登録者に受注機会を与えるよう努めなければならない。

(補則)

第10条 この要綱を小規模修繕から建設工事入札参加資格を有する者を、排除 するものと解してはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に廃止前の藤枝市小規模修繕参加登録制度実施要領 (以下「廃止要領」という。)第6条第2項の規定に基づき登録を受けている 者は、この告示第4条の規定による登録を受けた者とみなす。

(令和2年度及び令和3年度の登録者の登録期間の特例)

3 廃止要領第6条第2項の規定により令和2年度及び令和3年度中に登録を 受けた者の登録期間は、令和6年3月31日とする。

## 別表 (第3条関係)

大別コ	名称	細別コ	名称
ード		ード	
1	土木	1	土工・コンクリート
		2	道路付属物
		3	舗装
		4	外構・フェンス
		5	その他
2	建築	1	大工
		2	屋根
		3	板金
		4	ガラス・サッシ
		5	塗装
		6	防水
		7	内外装
		8	建具
		9	左官
		1 0	タイル・ブロック・石
		1 1	畳
		1 2	その他
3	設備	1	ガス設備
		2	空調設備
		3	電気設備
		4	通信設備
		5	消防設備
		6	防犯設備
		7	その他